

入



事務連絡  
平成23年1月26日

社団法人青森県建設業協会長 殿

青森労働局労働基準部  
安全衛生課長

快適職場形成促進事業の廃止について（情報提供）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、事業者の快適な職場環境の形成に向けての積極的な取組を促進するため、平成4年度以降実施してきたところですが、今般、厚生労働省より、当該事業が平成23年3月31日をもって廃止することとなり、それに伴い、快適職場推進計画認定制度についても平成23年3月31日をもって廃止することとなった旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本事業及び快適職場推進計画認定制度の廃止について、会員事業場に対し周知いただきますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、現在、推進計画の認定を準備されている会員事業場につきましては、平成23年3月10日を目処に下記あて快適職場推進計画認定申請書を提出くださるよう併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

記

【快適職場推進計画認定申請書の提出先】

青森快適職場推進センター

所在地：〒030-0811 青森市青柳2丁目2-6 社団法人青森県労働基準協会内  
電話番号：017-777-4686



23年1月 情報共有(処理済/不要) 担当者: